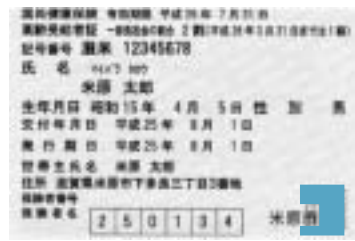


国民健康保険加入の 70歳〜74歳のみなさんへ



7月下旬に新しい
高齢受給者証(薄緑色)を
お届けします!
*薄橙色から薄緑色に変わります。

◆高齢受給者証の更新時期になりました

現在お手持ちの受給者証は7月31日をもって有効期限が切れます。8月1日からお使いいただく受給者証は、7月下旬頃郵送します。
新しい受給者証が届きましたら、住所・氏名・生年月日等をご確認のうえ、大切に保管してください。

◆医療機関での一部負担割合について

受給者証をお持ちの方は、医療機関での窓口負担は1割、現役並み所得のある方は3割となります。

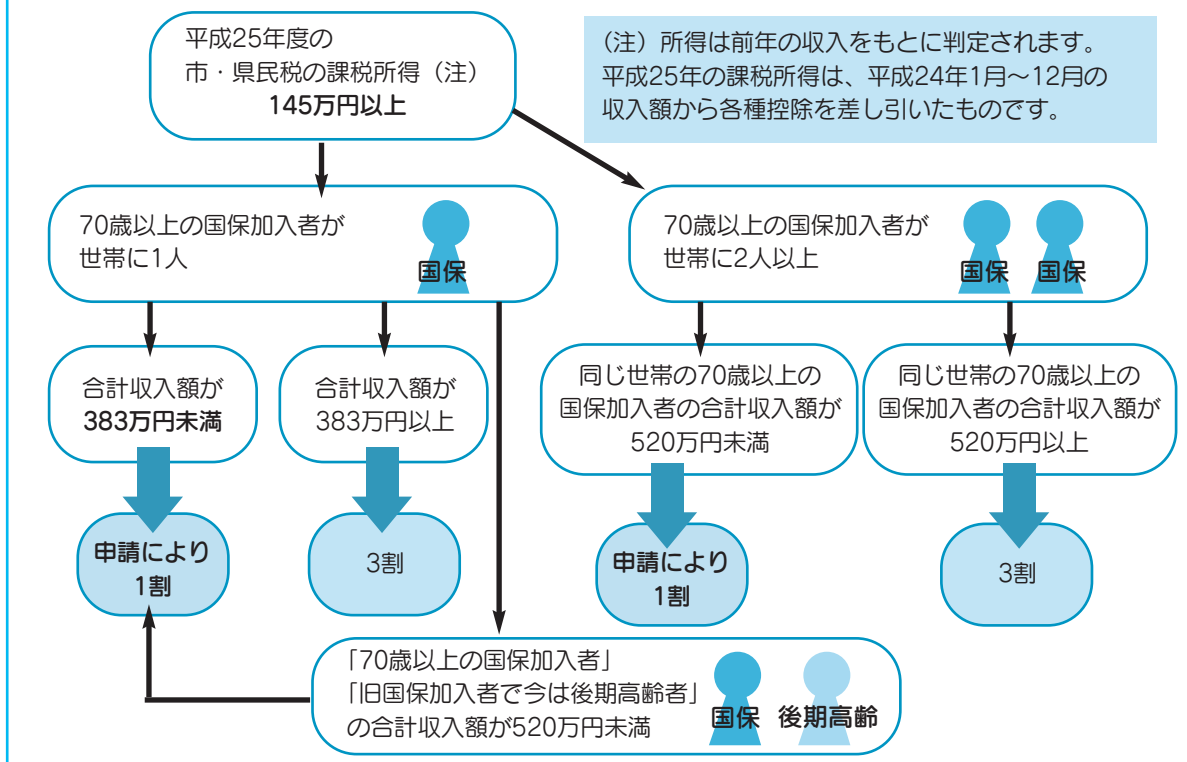
***現役並み所得とは…**
平成25年度の市・県民税の課税所得(所得から各種控除を引いた額)が145万円以上である70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯の方は「現役並み所得者」です。

◆一部負担割合の見直しについて

医療制度が改正され、4月から70歳〜74歳の方のうち1割負担の方は、2割に見直される予定となりましたが、平成26年3月末まで一部負担割合を1割に据え置くことになりました。

そのため、新しい高齢受給者証の一部負担割合の表記が「2割(平成26年3月31日までは1割)」となります。

◆「現役並み所得者」も以下の条件に該当する場合は、申請により一部負担割合が1割となります



お問い合わせ 市民部 保険課 (近江庁舎) ☎52-6922 ㊚52-8730

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

75歳以上または65歳から74歳までで一定の障がいがある方

注意!

公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を!

◆高齢者を狙った還付金等詐欺が、全国各地で多数発生しています。

◆滋賀県内においても、後期高齢者医療制度の被保険者宅に還付金等に関する不審な電話があったとの報告が、多数寄せられています。

◆手口はいずれも、厚生労働省、県、市や広域連合などの職員を装い、電話をかけたたり訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

保険料のお知らせを

お届けします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成25年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を郵便でお届けします。

新しい被保険者証を

お届けします

7月下旬に簡易書留郵便でお届けします。新しい被保険者証が届きましたら、住所、氏名、生年月日等を確認して、大切に保管してください。

●保険料の支払い方法

通知書の「特別徴収」の欄に全額が記載されていれば、その金額は年金から天引きされます。

「普通徴収」欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

●保険料の計算

平成25年度の保険料は、平成24年1月から12月までの所得に基づいて計算しています。



8月1日からびわ色(薄橙色)になります

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

医療機関で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」)を提示すると、窓口での医療費のお支払いの上限が限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

●対象となる方

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、世帯全員が、平成25年度の住民税が非課税の方。

●手続きが必要な方

右記の対象となる方で、「限度額認定証」をお持ちでない方は、被保険者証と印鑑(認印可)をお持ちの上、市役所各庁舎自治振興課で申請してください。

●手続き不要の方

現在、「限度額認定証」をお持ちで、平成25年8月以降も該当する方は、新しい被保険者証に同封して郵送します。

市町や広域連合などの公的機関が、

- ・金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり
- ・ATM(現金自動払出機)を操作するよう指示することはありません!

「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談したり、警察、お住まいの市の後期高齢者医療担当課または広域連合へご連絡ください。

お問い合わせ

市民部 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 ☎52-8730
県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 HP <http://www.shigakouiki.jp/>